

十日町地域振興連合会 地域自治推進計画

1 計画の期間 令和6～8年度（3か年 第5次地域自治推進計画）

2 十日町地域の現状

- （1） 十日町地域（以下「当地域」という）は、十日町中学校区の63行政区で構成されている。

当地域は2つに大別され、一方は住宅地・商業地を中心とする市街地で、南部・中央・東部の3地区振興会が組織されている。もう一方は住宅地・田園地であり、田川町・美佐島・新座・七和の4地区振興会が組織されている。

- （2） 十日町市の人口等の推移は、下記のとおりである（総務課統計資料）。
全市、十日町地区とも、人口、一世帯当たり人員は減少している。

	人口	世帯数	一世帯当たり人員
令和2年3月末	51,568人	19,638世帯	2.63人
十日町地区	8,394	3,450	2.43
令和5年3月末	48,769	19,512	2.50
十日町地区	8,203	3,491	2.35

注）統計上、新座・本町7・三和町は中条地区で算定

- （3） 市街地の本町通り、高田町通り、昭和町通り、駅通りの区域には商店街振興組合が組織されており、十日町商工会議所を中心としながら、市街地の活性化に向けて取り組んでいる。
- （4） 十日町地域振興連合会（以下「連合会」という）は、7地区振興会の連合体である。各地区振興会において実情に応じた様々な事業が展開されている。

3 十日町地域の課題

（1）安全安心の環境づくり

① 高齢化等への対応

十日町市の人口構成をみると、人口48,769人、うち65歳以上が19,972人と約41%を占めており（令和5年3月末）、今後も高齢化が進むことは予想され、当地域も同様である。

誰しもが『終の棲家』を望んでいる。高齢者世帯や単身者世帯等に対する見守り支援の環境づくりが必要である。

② 地震・災害への対応

能登半島地震（令和6年1月）は、半島全域にわたり甚大な被害をもたらした。

十日町市においても、新潟地震（昭和39年6月）、中越地震、中越沖地震、長野県北部地震により大きな被害を被ってきた。

突発的な地震等への対応は大きな課題であり、担当課等と連携しながら実効的な「対応マニュアル」の策定が必要である。

③ 流雪溝・消雪パイプ等のインフラ整備

消雪パイプや流雪溝が計画的に整備されてきたが、区域によっては未だ整備されておらず、冬期の屋根雪処理や道路除雪に不自由を強いられている。早期の整備を求めて連合会として取り組んでいく必要がある。

（2）市街地の活性化

商店街は、顧客や売り上げの減少、郊外店への移転により厳しい現実直面している。こうした中で、市街地活性化対策として、越後妻有文化ホール（段十ろう）、市民交流センター（分じろう）、市民文化センター（十じろう）、児童センター（めごろんど）など、新たな市民交流施設が集中的に整備されてきた。

市街地の活性化に向けて、街中の特性をどのように活かして人を呼び込むか、その取り組みが課題となっている。

（3）空き家、空き店舗、空き地対策

市街地に限らず当地域では空き家、空き店舗、空き地が増加しており、所有者の管理が適切に行われていないケースもあり、周辺環境に悪影響を与え始めている。

行政に様々な対応を提案し、状況に応じた対策を行っていく必要がある。

（4）地域自治組織（十日町地域振興連合会）の運営と展開

① 自治組織のスタッフ

当地域では、福祉、環境、教育その他様々な領域で住民組織の活動が展開されているが、自治組織に対する働き盛り世代の認知度は高いとは言えずスタッフは総じて高齢者である。

また、そのほとんどが男性であり、女性の目を通した事業企画は極めて少ない。組織活動を柔軟に展開するためには、一定数の若手スタッフや女性スタッフの参画が必要である。

② 地区振興会の事業

地区振興会の事業は、地域自治推進計画に基づくものであり、市交付金及び加盟町内会の負担金を財源として実施している。

地区振興会も高齢化による機動力不足が見られるため、複数の地区振興会が連携するなどして事業の積み上げが必要である。

4 十日町地域の将来像・目標

(1) 安全安心の環境づくり

① 高齢化等への対応 【計画期間に検討・実施】

南部、東部の2地区振興会がすでに取り組んでいる「訪問型サービスB」「高齢者・障がい者安心サービス事業」について、連合会の全体事業としての取り組みを検討し、実施に努める。

また、児童生徒が通学時に犯罪被害や交通事故に遭わないよう、その安全の確保に努める。

② 地震・災害への対応 【計画期間に検討・実施】

現在、能登半島地震から課題や問題等を多く学んでいる。

様々な課題や問題を整理し、担当課等と連携しながら実効的な「対応マニュアル」の策定に努める。

③ 流雪溝・消雪パイプ等のインフラ整備

消雪パイプや流雪溝等が計画的に整備されてきたが、区域によっては未だ整備されておらず、冬期の屋根雪処理や道路除雪に不自由を強いられていることから、早期の整備を求めて連合会として取り組んでいく。

(2) 市街地の活性化

市街地活性化に関する専門部会を適時設置し、4大まつりや大地の芸術祭等の開催時に可能な範囲で事業を企画していく。

また、行政と商店街振興組合に対し活性化企画を示して理解と協力を求めるなど、事業実施のための環境整備に努める。

(3) 空き家、空き店舗、空き地対策

空き家（店舗）、空き地については、私権が絡むため連合会ができる対策は限られている。

空き家（店舗）については、「空き家バンク」制度や、文化的活動施設、地場産業施設、サービス産業施設として活用するよう行政に働きかける。

また、空き地については緑地化や災害時のオープンスペース化を働きかける。

(4) 地域自治組織（十日町地域振興連合会）の運営と展開

① 自治組織のスタッフの充実

スタッフの充実に向けては、地区振興会が事業を実施する際、若手や女性に支援を求め、それを契機に通常活動への参加を働きかける。特に「女性の増強」に主眼をおいて取り組むこととし、女性の参画が必要となる事業を企画するよう努める。

② 地区振興会の事業の充実

地区振興会の事業は、基本的に当該地区振興会で行う。また、事業効果を高めるため複数の地区振興会で共同事業を行うときは、随時、事業調整会議に関係を展開していく。このうち、流雪溝・消雪パイプについては、設備修繕等小規模な場合は当該地区振興会が、また新設や大規模修繕については連合会においても要望活動を行う。

③ 事業資金の確保

市交付金を財源にして実施する地区振興会事業については、十日町市の財政事情を背景に、今後の交付金予算措置が見通せない状況にある。

一方、地域の諸課題に対応する新たな事業企画に要する費用を確保する必要もあることから、連合会においては、現行の交付金配分業務のほか、ふるさと納税制度やクラウドファンディングの活用等、資金調達業務にも取り組むよう努める。

5 十日町地域の基本方針

(1) 連合会と地区振興会の役割

地区振興会は、連合会組織の活動単位として、地域自治推進計画にのっとり、各地区の活性化に向けて事業を実施することを基本とする。連合会は、主として地区振興会の交付金事業に係る事業計画と予算を管理し事業の推進を図る。

(2) 地域自治推進計画における専門部会の役割

地域自治推進計画において、全ての地区振興会の事業連携により対処すべきと定めた地域課題については、事業調整等を行う専門部会を設置して対処する。

専門部会の委員は各地区振興会が推薦する者（若干名）とする。なお、必要に応じて連合会三役の出席を求める。

(3) 連合会理事会

連合会は、原則として2か月に1回、5月を除く奇数月に理事会を開催し、各種手続きや当地域全体の課題について協議を行い、あるいは地区の現況を報告して相互に状況を把握する。

(4) 連合会広報紙の発行

連合会は広報紙を発行し、地域住民に活動報告を行う。

(5) 行政との連携

このたびの第5次地域自治推進計画策定あたっては、テーマごとに担当課等と5回にわたり情報交換を行い有意義な時間を持つことができた。

この成果を踏まえて、地域自治推進計画を一步一步進めるため、必要に応じて行政との連携を図っていく。

(6) 地域支援員制度の継続

3 ページ記載の(4 十日町地域の将来像・目標 (1) 安全安心の環境づくり)の実施に向けて、また連合会事業・活動の維持に向けては、継続的な事務局体制が必要である。このため、地域支援員制度の継続を要望していく。

6 事業の実施計画

別紙地域自治推進計画体系表のとおり